

# 指定介護予防訪問リハビリテーション及び 指定訪問リハビリテーションの運営規程

## (事業の目的)

第1条 一般財団法人黎明郷弘前脳卒中・リハビリテーションセンターが行う指定介護予防訪問リハビリテーション及び指定訪問リハビリテーションの事業は、利用者が要支援状態又は要介護状態となった場合において、理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行うことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

## (運営の方針)

第2条 運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定介護予防訪問リハビリテーション及び指定訪問リハビリテーションの事業は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、利用者の意向に基づく適切な目標を設定し、計画的に行うものとする。
- (2) 自らその提供する指定介護予防訪問リハビリテーション及び指定訪問リハビリテーションの事業の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- (3) 指定介護予防訪問リハビリテーション及び指定訪問リハビリテーションの事業の提供に当たっては、医師の指示及び訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の機能や活動、参加などの生活機能の維持又は向上を図り、日常生活の自立に資するよう妥当適切に行う。
- (4) 指定介護予防訪問リハビリテーション及び指定訪問リハビリテーションの事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要とされる事項等について、理解しやすいよう説明を行う。
- (5) 常に利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者に対し、適切なサービスを提供する。

## (事業所の名称及び所在地)

第3条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 一般財団法人黎明郷弘前脳卒中・リハビリテーションセンター
- (2) 所在地 青森県弘前市大字扇町1丁目2番地1

## (従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- 管理者(病院長) : 1名  
医 師 : 2名(常勤兼務)  
理学療法士 : 3名(常勤兼務)  
作業療法士 : 3名(常勤兼務)

理学療法士、作業療法士は、医師の指示及び訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の回復を図るために必要なリハビリテーション、指導を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、5月3日から5日、及び12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 平日は午前8時30分から午後5時15分までとする。

(指定介護予防訪問リハビリテーション及び指定訪問リハビリテーションの事業の内容)

第6条 指定介護予防訪問リハビリテーション及び指定訪問リハビリテーションの事業の内容は、次のとおりとする。

計画的な医学管理を行っている医師の指示に基づき行う理学療法士、作業療法士による訪問リハビリテーション。

(利用料その他の費用の額)

第7条 指定介護予防訪問リハビリテーション及び指定訪問リハビリテーションの事業を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護予防訪問リハビリテーション及び指定訪問リハビリテーションの事業が法定代理受領サービスであるときは、その1割もしくは2割、3割の額とする。

2 次条の通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において行う指定介護予防訪問リハビリテーション及び指定訪問リハビリテーションの事業に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- (1) 通常の事業の実施地域(20km)を超えた地点から利用者宅まで5kmを限度とし、1回当たり200円とする。

3 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問リハビリテーション及び指定訪問リハビリテーションの事業を行う場合は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、提供するサービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は弘前市、平川市、大鰐町、藤崎町、黒石市、田舎館村(当院より片道20km以内)とする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第9条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画のための策定)

第10条 事業所は、感染症や災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防訪問リハビリテーション及び指定介護訪問リハビリテーションの提供を継続的に実施するための計画、及び、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じる。

(その他運営に関する重要事項)

第11条 サービス提供従事者の資質の向上のために、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1月以内
- (2) 継続研修 年1回以上
- 2 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約の内容とするものとする。
- 4 この規程に定めるもののほか、この事業所の運営に関する事項は、(一般財団法人黎明郷と訪問リハビリテーション事業の管理者との) 協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

平成14年	7月	1日一部改定
平成18年	4月	1日一部改定
平成19年	4月	1日一部改定
平成21年	4月	1日一部改
平成23年	4月	1日一部改定
平成23年	7月	1日一部改定
平成24年	5月	1日一部改定
平成24年	10月	1日一部改定
平成25年	4月	1日一部改定
平成26年	4月	1日一部改定
平成27年	4月	1日一部改定
平成27年	6月	1日一部改定
平成27年	7月	1日一部改定
平成27年	12月	18日一部改定
平成29年	4月	1日一部改定
平成30年	4月	1日一部改定
平成31年	4月	1日一部改定
令和 2年	6月	1日一部改定
令和 3年	4月	1日一部改定
令和 4年	4月	1日一部改定
令和 5年	4月	1日一部改定

令和	6年	4月	1日一部改定
令和	6年	6月	1日一部改定
令和	7年	4月	1日一部改定